

○事件の決裁について

平成 18. 6. 26 捜公第 1152 号

〔 檢事正通達 徳島地方検察庁、同支部及び区検
の検察官、検察官事務取扱検察事務官あて 〕

改正 平成 25. 12. 12 捜公第 1481 号

改正 平成 26. 5. 20 捜公第 643 号

改正 平成 29. 3. 10 徳地搜公第 11 号

改正 平成 30. 3. 23 徳地搜公第 34 号

改正 令和 元. 6. 12 徳地搜公第 6 号

事件の受理・処理の決裁について、下記のとおり定め、本年 7 月 1 日から実施する。

おって、平成 3 年 2 月 26 日付け刑第 389 号当職通達「事件処分の決裁について」は廃止する。

記

1 事件の受理・処理に関する決裁

- (1) 事件の受理決裁は、別表 1 に定めるところによる。
- (2) 事件の処理決裁は、別表 2 に定めるところによる。

2 重要事件の範囲

別表にある重要事件とは、次に掲げるものをいう。

なお、直受事件に関しては、別途定める「直受事件取扱要領」によることとし、受理、処理時には次席検事、検事正の決裁を受ける必要があるので留意されたい。

- (1) 刑事関係報告規程に基づく報告を要する事件
- (2) 法定合議事件
- (3) 証拠上・法律上重要な問題を含む事件
- (4) 檢事正が指定した事件

3 決裁官不在時等における決裁

- (1) 檢事正が出張その他やむを得ない理由のため決裁することができないとときは、次席検事が代決する。
- (2) 次席検事に決裁権限のある事件について、次席検事が不在のときは、検事正が決裁する。
- (3) 統括副検事に決裁権限のある事件について、統括副検事が不在のときは、次席検事が決裁する。
- (4) 巡回決裁の際は、検事正又は次席検事の決裁により処理することができる。

4 代決等における後閱

次席検事が代決した事件（次席検事の巡回決裁により処理した事件で、検事正の決裁を要するものを含む。）については、検事正の後閱を受けるものとする。

別表1

事件受理の決裁

事件の範囲	府別区分	徳島地方検察庁 徳島区検察庁 鳴門区検察庁 吉野川区検察庁	支部・管内 区検察庁
	決裁官		
1 重 要 事 件		次席検事	
2 1, 3以外の事件		次席検事	庁務を掌理する検察官
3 道路交通法等違反迅速処理のための共用書式事件のうち、三者即日処理方式により処理する事件		あらかじめ指定された検察官	庁務を掌理する検察官（阿南区検及び徳島池田区検のみ）

別表2

事件処理の決裁

受理庁	罪種	主任	事件種別	処分内容	徳島地方検察庁 徳島区検察庁 鳴門区検察庁 吉野川区検察庁		支部・管内区検察庁				
					決裁		決裁				
					統括副検事	次席検事	検事正	庁務を掌理する検察官	統括副検事	次席検事	検事正
地方	一般 (刑法129条の罪を除く)	検事副検事	重要事件 身柄事件	全処分	-	○	◎	-	-	○	◎
			在宅事件	公判請求	-	○	◎	-	-	○	◎
				不起訴	-	○	◎	-	-	○	◎
				略式請求	-	◎	-	-	-	◎	-
				中止	-	◎	-	-	-	◎	-
				移送	-	◎	-	◎	-	-	-
				家裁送致	-	◎	-	-	-	◎	-
			重要事件 身柄事件	全処分	○	○	◎	-	○	○	◎
			在宅事件	公判請求	○	○	◎	-	○	○	◎
				不起訴	○	○	◎	-	○	○	◎
区	交通 及び 刑法129 条の罪	検事副検事	在宅事件	略式請求	◎	-	-	-	◎	-	-
				中止	◎	-	-	-	◎	-	-
				移送	◎	-	-	◎	-	-	-
				家裁送致	-	◎	-	-	-	◎	-
			身柄事件	全処分	-	○	◎	-	-	○	◎
				公判請求	-	○	◎	-	-	○	◎
				不起訴	-	◎	-	-	-	◎	-
				略式請求	-	◎	-	-	-	◎	-
	交通 及び 刑法129 条の罪	検取	在宅事件	中止	-	◎	-	-	-	◎	-
				移送	-	◎	-	◎	-	-	-
				身柄事件	全処分	○	○	◎	○	-	○
				公判請求	○	○	◎	○	-	○	○
				不起訴	○	◎	-	○	-	◎	-
				略式請求	○	◎	-	○	-	◎	-
			在宅事件	中止	○	◎	-	○	-	◎	-
				移送	○	◎	-	◎	-	-	-
	交通	検取	在宅事件	身柄事件	全処分	○	○	◎	-	○	○
				公判請求	○	○	◎	-	○	○	○
				不起訴	○	-	-	-	○	-	-
				略式請求	○	-	-	-	○	-	-
				中止	○	-	-	-	○	-	-
				移送	○	-	-	○	-	-	-
			身柄事件	全処分	○	○	◎	○	○	○	○
				公判請求	○	○	◎	○	○	○	○

※ ○ … 中間決裁者 ◎ … 最終決裁者

※ 「道交等」には、切符及び切符以外の道交法、車両法、自賠法を含む。

※ 刑法129条の罪は、艦船の場合のみとする。